

## 令和 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率等を 公表いたします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」では、全ての地方公共団体において毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標を算定し、監査委員の審査意見を付して議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

また、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画の策定が義務付けられ、早急に改善に取り組まなければならないこととされています。

### ●財政健全化法

財政健全化法施行以前の再建法制では、地方公共団体の普通会計において赤字額が標準財政規模（※）の 20%を超えると、いきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計に累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法は、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

### 《 財政健全化法のスキーム 》

#### すべての団体

健全化判断比率等の算定と情報公開の徹底



比率が「早期健全化基準」を上回ると…

#### 財政健全化団体

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、実施状況の議会報告
- ・外部監査の義務付け



更に、比率が「財政再生基準」を上回ると…

#### 財政再生団体

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、実施状況の議会報告
  - ・外部監査の義務付け
  - ・災害復旧事業等を除き起債制限
- ※財政再生計画について、総務大臣の同意等を得れば収支不足を振替るための地方債の起債が可能となる。

●財政の健全度の判断

4つの指標で判断します。

(1)実質赤字比率

普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

(2)連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

(3)実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

(4)将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

また、公営企業は次の指標で判断します。

(5)経営健全化比率

資金不足額が事業規模に占める割合

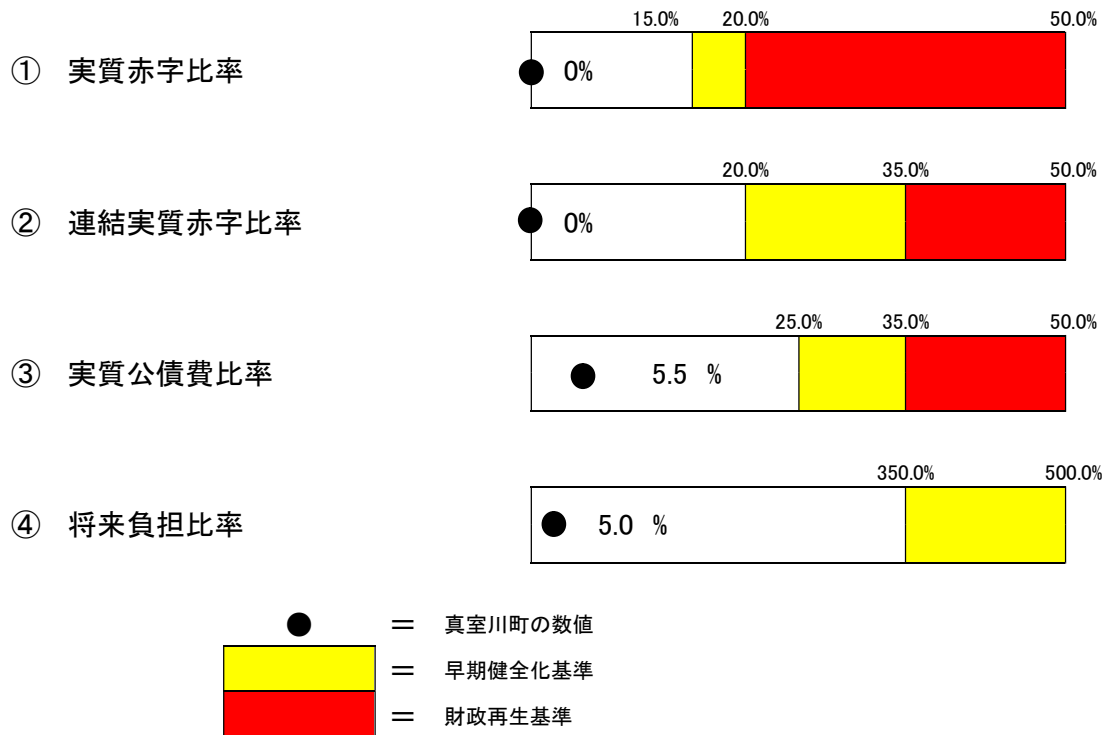
●真室川町の算定結果

令和5年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準（イエローゾーン）を下回りました。

|                 |             | 令和5年度<br>決算 | 4年度決算<br>(参考) | 早期健全化<br>基準            | 財政再生<br>基準 |
|-----------------|-------------|-------------|---------------|------------------------|------------|
| 健全化<br>判断<br>比率 | 実質赤字比率      | —           | —             | 15.0%                  | 20.0%      |
|                 | 連結実質赤字比率    | —           | —             | 20.0%                  | 35.0%      |
|                 | 実質公債費比率     | 5.5%        | 5.4%          | 25.0%                  | 35.0%      |
|                 | 将来負担比率      | 5.0%        | 14.8%         | 350.0%                 |            |
| 資金不足<br>比率      | 水道事業        | —           | —             | [経営健全化基準]<br><br>20.0% |            |
|                 | 病院事業        | —           | —             |                        |            |
|                 | 下水道事業       | —           | —             |                        |            |
|                 | 観光施設事業(梅里苑) | —           | —             |                        |            |

(注) ・表中の「—」は、赤字や資金不足が生じていないことを表します。

## 健全化判断比率



### 【実質公債費比率の増減要因】

5.4% (R4) → 5.5% (R5)

(増加要因)

- ・災害復旧費等に係る基準財政需要額の減少

(減少要因)

- ・地方交付税額の増加

など

### 【将来負担比率の減少要因】

14.8% (R4) → 5.0% (R5)

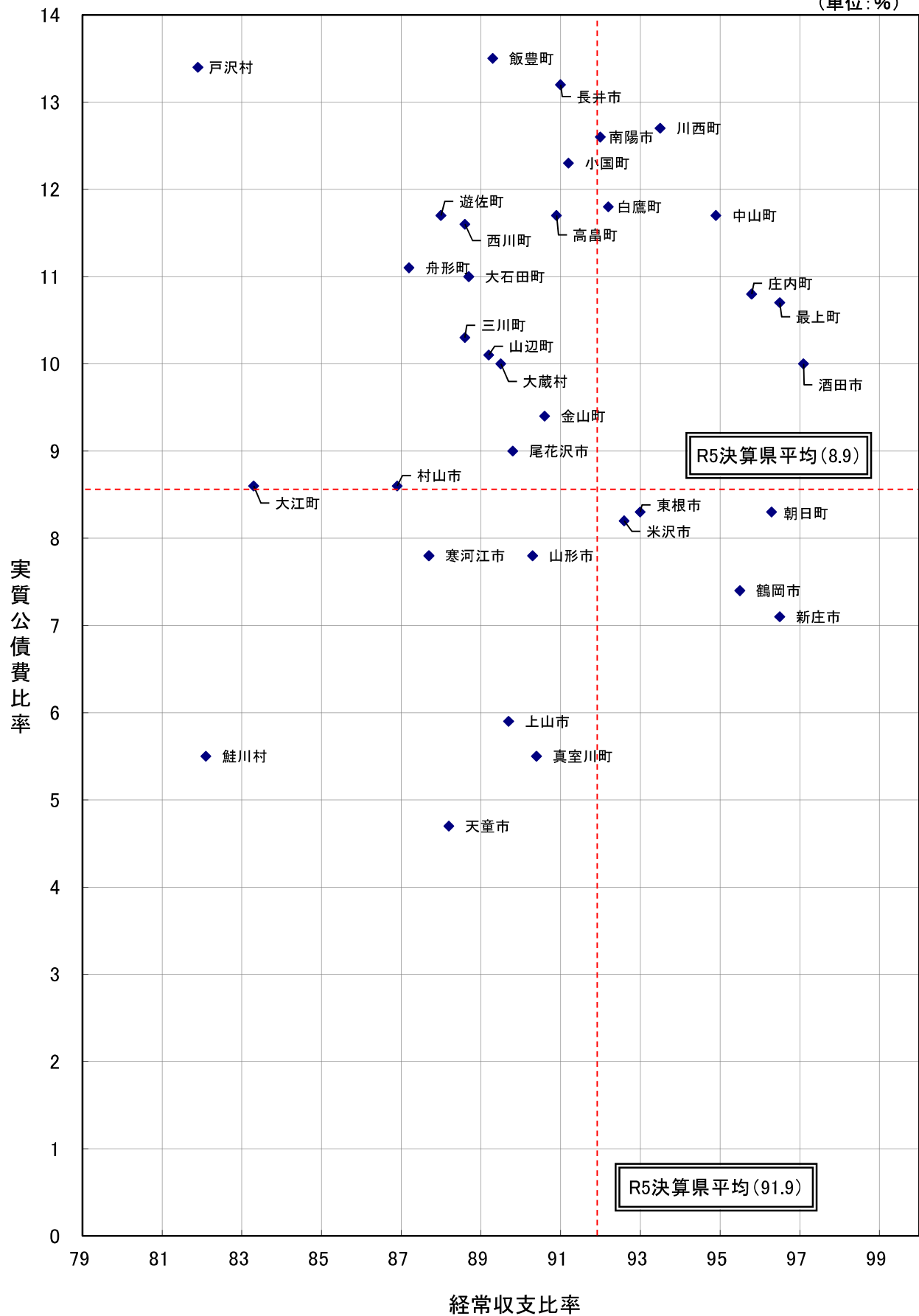
(減少要因)

- ・充当可能基金の増加
- ・基準財政需要額算入見込額の増加

など

参考 1 : 経常収支比率と実質公債費比率の状況 (令和 5 年度決算)

(単位: %)



参考2：将来負担比率と実質公債費比率の状況（令和5年度決算）

（単位：％）

